# 特定建設作業一覧表(◎のついている方を届けること)

### (1) 騒音の特定建設作業

特定建設作業の種類	騒規法	県条例	備考
アースオーガと併用してくい打機を使用する作業	_	<b>(1)</b>	もんけん、圧入式くい打機を除く
くい打機又はくい抜機を使用する作業	<b>(1)</b>	1	もんけんを除く
くい打くい抜機を使用する作業	<b>(1)</b>	_	圧入式くい打くい抜機を除く
びょう打機を使用する作業	©2	2	
さく岩機を使用する作業	03	3	作業地点が連続的に移動する作業で、1 日における当該 作業に係る 2 地点間の最大距離が 50cm を超える作業を 除く
空気圧縮機を使用する作業	66	( <del>4</del> )	電動機を使用するものを除く
(さく岩機の動力として使用する作業を除く)	<b>(4)</b>		原動機の定格出力が 15kw 未満のものを除く
コンクリートプラントを設けて行う作業	©(5)	5	モルタル製造用を除く
-v// I//VI ZWI CHIJIFK			混練容量が 0.45 m³未満のものを除く
アスファルトプラントを設けて行う作業	<b>©</b> (5)	(5)	混練容量が 200kg 未満のものを除く
バックホウを使用する作業	©6	_	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しない ものとして環境大臣が指定するものを除く 原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る
トラックターショベルを使用する作業	©(7)	_	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しない ものとして環境大臣が指定するものを除く 原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限る
ブルドーザーを使用する作業	08	_	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く 原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限る
ブルドーザー、パワーショベル等の堀削機械	80	工事現場において建設資材を運搬する場合、その他堀削	
を使用する作業		06	以外の作業に堀削機械を使用する場合を含む
コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作			
業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行	_	07	
う破壊作業			

#### (2)振動の特定建設作業

特定建設作業の種類	振規法	県条例	備考
くい打機を使用する作業	<b>(1)</b>	1)	もんけん、圧入式くい打機を除く
くい打機を使用する作業	<b>(1)</b>	1	油圧式くい抜き機を除く
くい打機くい抜機を使用する作業	<b>(1)</b>	1)	圧入式くい打くい抜機を除く
鋼球を使用して建築物のその他の工作物を破	©(2)	2	
壊する作業			
舗装版破砕機を使用する作業	03	3	作業地点が連続的に移動する作業で、1日における当該
ブレーカーを使用する作業	@@	4	作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える作業を除
(手持式のものを除く)	<b>(4)</b>		<

## 規制に関する基準

		騒音の基準	振動の基準	適用除外
騒音又は振動	基準値	85 デジベル	75 デジベル	
の大きさ	測定位置		_	
<b>化</b>	①の区域	午後7時~翌日午前7時の時間内でないこと		イ ロ
作業時間	②の区域	午後10時~翌日午前6時の時間内でないこと		ハニ
1日当たりの ①の区域		1日 10 時間を越えないこと		イロ
作業時間	②の区域	1日14時間を越え	7 1	
作業時間		連続6日を超えないこと		イロ
作業日		日曜日その他の休日ではないこと		イ ロ ハ ニ ホ

### 〈適用除外〉

- イ 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
- ロ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ハ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ニ 道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
- ホ 変電所の工事であって必要な場合

### 〈区域の区分〉

	騒音規制法に基づく区域	都市計画法の区域のめやす
	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第 2 5	<b>第 0 廷区村</b>	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	第2種区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
①の区域	第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療	工業地域、工業専用地域
	所、図書館、特別養護老人ホームの周囲概ね	
	80mの区域	
②の区域	①以外の区域	